

六

イ

発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 発 競
行 争 額 行 争

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

特 国 行 争 非 者 特 国
別 債 入 価 ・ 別 債
参 市 札 格 第 参 市
加 場 発 競 I 加 場

ニ

条 特 六 い に 関 関 財 万 い に 関 関 財 千 額 発 四 分 二 面 行 第 公 必 八 つ 定 う 額
第 別 億 て 基 す る 関 政 円 て 基 す る 関 政 九 額 行 十 分 十 金 し 三 債 要 億 っ 定 ち
一 会 円 一 基 ず る た め の 運 一
項 の 計 一
規 定 一
に 基 づ 一
き 一
発 行 一
し 一

十
三

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

十
四

初
期
利
子

年 ○ ・ パーセント
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は
払 込 金 額 を 第 二 十 号 に よ
り 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 に よ
る 定 る 期 日 に 払 込 む の と 規

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{50}{365}}{100}$$

十
五

第
二
期
子
以

平 成 三 十 年 九 月 二 十 日 を 支 払
と し 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}{100}$$

十
六

償
還
期
限

毎 年 三 月 十 日 及 び 九 月 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
る 利 子 を 支 払 う 。
平 成 四 十 年 三 月 二 十 日

二 十 十 十
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償
込 者 札 場 利 還
期 参 所 金 金
日 加 支 額

平 財 日 額
成 務 本 面
三 大 銀 金
十 臣 行 額
年 か 百
五 ら 円
月 通 につ
九 知 き
日 を 百
受 円
け 者